

社会福祉法人おとし福祉会 キャリアパスモデル

階層	階層イメージ	役割(職責)	職位	呼称 (対応役職)	モデル年数	必要資格	モデル賃金	必要スキル		必要教育	
								ヒューマンスキル	業務スキル	OJT	OFF-JT
M	経営管理職 	施設の運営管理 業績管理	経営管理職	理事長 施設長 管理者	15～	—		パーフェクトを目指す	①交渉力 ②ロジカルシンキング ③企画力 ④プレゼン力	—	社会福祉トップセミナー 施設長等運営管理職研修 社会福祉施設長研修 組織の魅力アップセミナー リスクマネジメント研修 …など
S	マネジメント コース	マネジメント コース	マネジメント コース	専門職 コース	7～	社会福祉士 介護福祉士 ケアマネ ジャー …など		謙虚にして驕らず、さらに 努力を	①ロジカルシンキング ②企画力 ③緊急時対応力 ④リスクマネジメント	マネジメント コース	
	専門職 コース	専門職 コース	専門職 コース	専門職 コース						①事業計画策定 ②業績管理 ③部下育成 ④業務改善 ⑤プロジェクトリーダー ⑥会議運営 ⑦クレーム対応	
	チームの運営管理、部下育成	高度専門職としての施設全体のスキルアップ	事業所の職員を育成すること ・事業所の収支目標を達成すること ・事業所の職員の職務満足、士気を高めること ・行政・関係機関・地域との良好な関係を構築・発展させること	事業所のサービスレベルを向上させること ・高度な専門技術、専門能力の研鑽を行なうこと ・サービス提供上困難な事象に対して臨機応変に対応すること						指導的職員研修 リーダー認定研修会 組織運営管理研修 OJTリーダー養成研修 スーパービジョン研修 リスクマネジメント研修 …など 主任研修	
J3	監督職 	監督職 	監督職 	監督職 	5～	社会福祉士 介護福祉士 ケアマネ ジャー …など	330万円～	自ら燃える	①緊急時対応力 ②リスクマネジメント ③専門技術 ④専門知識 ⑤プレゼン力	専門職 コース	
	監督職のサポート 	監督職のサポート 	監督職のサポート 	監督職のサポート 						①部下育成 ②業務改善 ③プロジェクトリーダー ④会議運営 ⑤クレーム対応	
J2	定型業務の模範行動、後輩指導 	定型業務の模範行動、後輩指導 	定型業務の模範行動、後輩指導 	定型業務の模範行動、後輩指導 	3～	社会福祉士 介護福祉士 …など	290万円～	利他の心	①サービス精神 ②接遇 ③リスクマネジメント ④専門技術 ⑤専門知識	①部下育成 ②直接介護 ③書類作成	中堅職員研修 福祉専門職講座(中堅) 老人施設課程(応用) リーダー認定研修会 ファーストステップ研修 …など 主任研修 5年目以上研修
J1	単独業務遂行者	単独業務遂行者	単独業務遂行者	単独業務遂行者	1～	介護福祉士 ヘルパー2級 …など	250万円～	社会人の基本マナー(あいさつ、無遅刻無欠勤等…)	①サービス精神 ②接遇 ③リスクマネジメント ④専門技術 ⑤専門知識	①直接介護 ②書類作成	新任職員研修 福祉専門職講座(新任) 老人施設課程(基礎) サービスマナー(入門) …など 1, 2年目研修

介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書 (令和6年度)

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクジホウジンオオトリフクシカイ		
法人名	社会福祉法人おおとり福祉会		
法人所在地	〒 593-8324	大阪府堺市西区鳳東町6丁目659番地1	
フリガナ	ヤマモトテツヤ		
書類作成担当者	山本鉄也		
連絡先	電話番号	072-275-1555	E-mail
			otorifukushikai@nifty.com

2 賃金改善計画について

(1) 加算額以上の賃金改善について(全体)

令和6年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額		
① 令和6年度の加算の見込額 うち、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額 ア うち、令和7年度の賃金改善に充てるため に繰り越す部分の見込額	(a)	112,034,546 円
	(b)	10,035,394 円
	(c)	0 円
② 令和6年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a-c)	(d)	112,034,546 円
③ 令和6年度の賃金改善の見込額 (②の額以上となること)	(e)	115,274,546 円

令和5年度と比較した令和6年度の増加分の配分方法

④ 令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額(繰越分を除く。)(b-c)	(f)	10,035,394 円
⑤ 令和6年度に④を原資として行う新たな賃金改善の見込額(ベースアップ(基本給及び決まって毎月支払われる手当の一律の引上げ)によるもの)	(g)	11,340,000 円
	(h)	
	(i)	

【記入上の注意】

- ・ (b)には、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額として、旧3加算の上位区分への移行によるもの(令和6年4・5月分)並びに令和6年度改定での加算率の引上げ及び新加算Ⅰ～Ⅳへの移行によるもの(令和6年6月以降分)の合計額が別紙様式2-2、2-3及び2-4から自動で転記される。このうち、令和7年度の賃金改善のために繰り越す額(c)を除いた額が、(f)に転記される。
- ・ 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、介護サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認める。令和7年度に繰り越す額は、(b)を上回らない範囲内で各事業者等において設定し、(c)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- ・ (a)・(d)・(h)には、新加算等の算定により実施する介護職員の賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ (g)は(f)の肩込額以上となること。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合(例えば、令和6年度介護報酬改定を踏まえ賃金体系等を整備途上である場合)には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。したがって、(i)の値(g+hの合計)が(f)以上であれば差し支えない。

(2) 加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約

☒	処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。
-------------------------------------	-----------------------------------

【記入上の注意】

- ・ 「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(2)を参照すること。

・ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。

(3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

①賃金改善実施期間		令和		6	年	6	月	～	令和	7	年	5	月	(12 か月)
②賃金改善を行う給与の種類	☒ 基本給	☒ 手当(新設)	☒ 手当(既存の増額)	☒ 賞与	☐ その他()									
	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)													
③具体的な取組内容	☒ 就業規則	☒ 賃金規程	☐ その他()											
	(賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出す等すること。													
	常勤職員の基本給、役職手当、業務手当の引き上げと介護福祉士資格手当の増額(+5000円)と処遇改善手当の新設(+14,000円)、夜勤手当の増額(+2000円)、非常勤職員の時給改定を行った。賞与の増額も行った(基本給1.0か月分)。 正職員について令和6年4月より基本給の増額(引上げ幅は、年齢、資格、経験、業績、勤続成績等を考慮して各人ごとに決定)を、6月より処遇改善手当の増額(+4,500円)を行います。非常勤職員についても令和6年4月より時給の増額(引上げ幅は、年齢、資格、経験、業績、勤続成績等を考慮して各人ごとに決定)を行います。													
④ベースアップの実施予定	☒ 実施する	実施しない場合、やむを得ない事情	平成		6	年	6	月	(☐ 実施済 ☒ 予定)	※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期)				

3 介護職員等処遇改善加算等の要件について

(1)(参考)月額賃金改善要件Ⅰ(新加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善)【新加算Ⅰ～Ⅳ】
※令和6年度中は適用されないため、記入は任意

①	令和6年度の新加算Ⅳ相当の見込額の1/2	30,930,785	円	←	☐
②	令和6年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)	77,098,868	円	←	☐

【記入上の注意】

・令和7年度以降に新加算の算定を行う場合は、本要件を必ず満たす必要があることから、上記のグレー色のセルに「×」が付く場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に、加算を償還とする一時金等の一部を基本給等の引上げに付け替えるなどの必要な対応を行うこと。

(2)月額賃金改善要件Ⅱ(旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善)【新加算Ⅰ～Ⅳ】
※新加算Ⅰ～Ⅳを算定するまで旧ベア加算又は新加算Ⅴ(2)・(4)・(7)・(9)・(13)を算定していなかった事業所のみ

(3)月額賃金改善要件Ⅲ(旧ベア加算額の2/3以上の新規の月額賃金改善)【旧ベア加算】

【令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について】

⇒ 令和6年度も令和5年度のベースアップ等加算の配分のために行ったものと同等以上の賃金改善を継続することを誓約すること

☒	令和5年度も旧ベースアップ等加算を算定しており、令和6年度も同様の賃金改善を継続します。	←	☐
-------------------------------------	--	---	-----------------------

【令和6年4・5月から新規に旧ベースアップ等加算を算定する事業所について】

⇒ 新規に算定する事業所の旧ベースアップ等加算について、介護職員その他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)の引上げに充てられる計画になっていること

(4) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ

【新加算Ⅰ～Ⅳ・Ⅴ(1)～(6)・Ⅴ(8)・Ⅴ(11)、旧処遇Ⅰ・Ⅱ】 ⇒ キャリアパス要件ⅠとⅡの両方を満たすこと。

該当

キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)

☒	次のイからハまでのすべての基準を満たす。	☒
イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	
ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。	

□

キャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)

☒	次のイとロの両方の基準を満たす。	☒
イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①・②のうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。※当該取組の内容について以下に記載すること	
	イの実現のための具体的な取組内容(該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	☒ ① 研修計画に基づいた介護技術研修を実施し、独自に社内資格制度を設けている。 ☒ ② 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること 介護福祉士実務者研修、介護職員初任者研修の受講費補助を行う。
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。	

□

(5) キャリアパス要件Ⅲ【新加算Ⅰ～Ⅲ、Ⅴ(1)・(3)・(8)、旧処遇Ⅰ】

キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)

☒	次のイとロの両方の基準を満たす。	☒
イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。	
	具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	☒ ① 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。 ☒ ② 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 ☐ ③ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
ロ	イについて、全ての介護職員に周知している。	

□

(6) キャリアパス要件Ⅳ【新加算Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)～(7)・(9)・(10)・(12)、旧特定Ⅰ・Ⅱ】

キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)⇒以下の欄が「○」の場合、要件を満たしている。

旧特定加算Ⅰ・Ⅱの要件(4・5月)	⇒	☒ (別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)
新加算Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)～(7)・(9)・(10)の要件(6月以降)	⇒	☒ (別紙様式2-3「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)
新加算Ⅰ・Ⅱの要件(年度内の区分変更後)	⇒	☒ (別紙様式2-4「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)

☒
☐
☐
☐

(7) キャリアパス要件Ⅴ【新加算Ⅰ、Ⅴ(1)・(2)・(5)・(7)・(10)、旧特定Ⅰ】

キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)⇒以下の欄が「○」の場合、要件を満たしている。

旧特定加算Ⅰの要件(4・5月)	⇒	☒ (別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記)
新加算Ⅰ、Ⅴ(1)・(2)・(5)・(7)・(10)の要件(6月以降)	⇒	☒ (別紙様式2-3「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記)
新加算Ⅰの要件(年度内の区分変更後)	⇒	☒ (別紙様式2-4「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記)

(8) 職場環境等要件

【新加算Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)～(7)・(9)・(10)・(12)又は旧特定Ⅰ・Ⅱを算定する場合】

⇒ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。

該当

区分	内容	判定
入職促進に向けた取組	☒ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	☒
	☐ 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築	
	☒ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築	
	☒ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施	
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	☒ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する略歴吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等	☒
	☒ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	
	☒ エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をすすめる担当者)制度等導入	
	☒ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保	
両立支援・多様な働き方の推進	☒ 子育てや家族等による介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備	☒
	☒ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	
	☐ 有給休暇が取得しやすい環境の整備	
	☒ 業務と福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	
腰痛を含む心身の健康管理	☒ 介護職員の身体への負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施	☒
	☒ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理制度の実施	
	☐ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施	
	☒ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	
生産性向上のための業務改善の取組	☒ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の軽減	☒
	☒ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化	
	☒ 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・暮の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備	
	☒ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	
やりがい・働きがいの醸成	☒ ミニオンズ等による職場内コミュニケーション向上による個々の介護職員の気づきや成長を促すための活動やケア内容の改善	☒
	☐ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施	
	☒ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	
	☐ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供	

【見える化要件】【新加算Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)～(7)・(9)・(10)・(12)、旧特定Ⅰ・Ⅱ】

・ 実施する周知方法について、チェック(✓)すること。なお、令和6年度中の見込みでも差し支えない。



ホームページへの掲載	☒ 職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス情報公表システム」(「事業所の特色」欄)での選択
	☐ 職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載

4 要件を満たすことの確認・証明

・ 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項		証明する資料の例 (指定権者からの求め に応じて提出)
☒	処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給与明細等
☒	令和7年度に繰り越す額(2(1)①iア)がある場合は、全額、令和7年度の更なる賃金改善に充てます。期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等
☒	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、賃金向上のための計画等
☒	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられています。	—
☒	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
☒	本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
※ 本様式への虚偽記載のほか、旧3加算及び新加算の請求に関して不正があった場合並びに指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いありません。 記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。	
令和 6 年 4 月 11 日	法人名 社会福祉法人おとし福祉会 代表者 職名 理事長 氏名 山本鉄也

(確認用) 提出前のチェックリスト

- ・ 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について	
令和7年度への繰越し見込額が令和6年度に増加する加算の見込額を超えない計画となっている	
(1) 令和7年度に繰り越す額を除いた加算額以上の賃金改善を行う計画となっている	☒
令和7年度に増加する加算の見込額を超える賃金改善を行う計画となっている	☒
(2) 加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約している	☒
(3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法を記載している	☒

3 介護職員等処遇改善加算等の要件について	
(1) 月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること ☒
(2) 月額賃金改善要件Ⅲ	令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について、令和5年度以前からの賃金改善の取組の継続を誓約していること
	令和6年4・5月から新規にベースアップ等加算を算定する事業所について、旧ペア加算額以上の新規の賃金改善を行う計画になっていること 介護職員について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になっていること その他の職種について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になっていること
(3) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること ☒
(4) キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)のどちらかを満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること ☒
(5) キャリアパス要件Ⅳ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること 賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1人以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること ☒

(6)	キャリアパス要件 V	キャリアパス要件 V (介護福祉士の配置等要件)を満たすこと	☐
(7)	職場環境等要件	新加算等の区分ごとに必要な数以上の職場環境等要件の取組を行っていること 情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	☐

4 要件を満たすことの確認・証明			
▪	必要な項目が全て選取されていること		☐
▪	誓約・記名が行われていること		☐

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算
実績報告書（令和 5 年度）

1 基本情報＜共通＞

フリガナ	シャカイフクシホウジン オオトリフクシカイ			
法人名	社会福祉法人 おおとり福祉会			
法人所在地	〒 593－8324 大阪府堺市西区鳳東町6丁659番地1			
フリガナ	ヤマモトテツヤ			
書類作成担当者	山本鉄也			
連絡先	電話番号	072-275-1775	E-mail	tetsuya-yamamoto@mbr.nifty.com

【本実績報告書で報告する加算】 ※取得した加算について「○」、取得しない加算について「×」を選択すること。

☒ 介護職員処遇改善加算 (処遇改善加算)	☒ 介護職員等特定処遇改善加算 (特定加算)	☒ 介護職員等ベースアップ等支援加算 (ベースアップ等加算)
--	---	---

2 実績報告について＜共通＞

- ・ 2(2)(3)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
 - I 【処遇改善加算】介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
 - II 【特定加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
 - III 【ベースアップ等加算】介護職員及びその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
 - IV 【全加算】処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないこと。

(1) 加算額以上の賃金改善について(全体)

取得した加算の合計	
① 令和 5 年度の加算の総額	111,429,344 円
② 加算による賃金改善所要額の総額 (①の加算の総額以上であること)	125,812,855 円

(2) 加算額以上の賃金改善について(各加算の内訳)

	処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算
① 令和 5 年度の加算の額	73,685,278 円	23,183,520 円	14,560,546 円
② 各加算による賃金改善所要額 (①の各加算の額以上であること)	(a) 80,193,245 円	(b) 28,434,432 円	(c) 17,185,178 円

(3) 加算以外の部分で賃金水準を下げないことについて

① 令和 5 年度の加算の影響を除いた賃金額	(d) 646,920,747 円
(ア) 本年年度の賃金の総額	(d) 772,733,602 円
(イ) 本年年度の加算による賃金改善所要額の総額(再掲)	(e) 125,812,855 円
前年度の加算及び独自の賃金改善の影響を除いた賃金額(①の額は②の額を下回らないこと)	(f) (d) - (e) - (i) - (j) 642,536,745 円
(ア) 前年度の賃金の総額	(f) 754,317,102 円
(イ) 前年度の処遇改善加算の総額	(g) 72,547,326 円
(ウ) 前年度の特定加算の総額	(h) 22,770,357 円
(エ) 前年度のベースアップ等加算の総額 (介護職員処遇改善支援補助金の総額を含む)	(i) 16,462,674 円
(オ) 前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額	(j)

【記入上の注意】

- ・ (a)～(c)には、処遇改善加算等による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ (d)には、加算の配分対象とした全ての職員(介護職員及びその他の職種)の賃金の総額を記載すること。(処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算の加算額を上回るために実施した賃金改善の所要額を含む額を記載すること。)
- ・ (f)には、加算を取得する前年度(4月～3月)の実績値について、加算等の配分対象としたすべての職員(介護職員及びその他の職種)の賃金の総額を記載すること。(処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算及び処遇改善支援補助金の加算等の金額を上回るために実施した賃金改善の所要額を含む額を記載すること。ただし、職員構成が変わった等の事由により、例えば、本年度に入職(退職)した職員と同等の賃金水準の職員が前年度から在籍していた(いなかった)ものと仮定して計算するなどの方法により、今年度との比較に適した値に修正することが可能である。
- ・ (g)～(j)には、加算を取得する前年度(4月～3月)の実績値について、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」「介護職員処遇改善支援補助金 支払額通知書」に基づき記載すること。ただし、(i)について、令和4年4月サービス提供分の介護職員処遇改善支援補助金の額は、令和4年5月審査分(2～4月サービス提供分)の額を3等分して推計すること。
- ・ (j)の独自の賃金改善額とは、本実績報告書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算そのものの配分を除く。)をいうものであり、処遇改善加算等の加算額を超えて賃金改善を行った場合にはその金額も含む。(i)に計上する金額がある場合には、必ず「2(4) 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(4)前年度の独自の賃金改善(処遇改善加算等の配分以外の独自の賃金額)

- ・ 2(3)②(オ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載すること。

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	

※初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たにに行ったものに限る。処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算そのものの配分を除いた額を記載すること。

3 各加算の要件について

- ・ 3(1)(2)では以下の要件を確認しており、オレ인지セルが「×」となる場合、加算取得の要件を満たしていない。

【特定加算】

V 経験・技能のある介護職員(A)の特定加算による平均賃金改善額が他の介護職員(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B)

(ただし、介護職員間で経験・技能に明らかな差がない場合など、(A)を設定できない場合は、この限りではない。)

VI 他の介護職員(B)の特定加算による平均賃金改善額がその他の職種(C)の平均賃金改善額の2倍以上であること(B≥2C)

(ただし、(C)の平均賃金が(B)の平均賃金を上回らない場合はこの限りではない)

VII 特定加算による賃金改善の対象としたその他の職種(C)の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと

VIII 経験・技能のある介護職員(A)のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善所要額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること

【ベースアップ等加算】

IX 介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること

(1)介護職員等特定処遇改善加算の要件について

	経験・技能のある介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)
①特定加算による賃金改善を実施したグループ※加算の配分対象としたグループに必ずチェック(✓)すること	☒	☒	☒
②一月当たりの常勤換算職員数	32.2 人	71.2 人	30.2 人
③特定加算による賃金改善所要額(年額)	13,617,890 円	14,071,434 円	745,108 円
④特定加算による平均賃金改善所要額(月額)	35,199 円	16,460 円	2,059 円
⑤特定加算による平均賃金改善所要額の比率(グループごとの配分比率)	(2.14)	(1.00)	(0.13)
⑥他の介護職員(B)とその他の職種(C)の平均賃金額(月額)※B≥2Cを満たさない場合のみ記入			
(参考)特定加算による本年度の賃金改善所要額(総額・年額)	28,434,432 円		
⑦特定加算による賃金改善の対象としたその他の職種(C)のうち、改善後の賃金が最も高額となる者の賃金額(年額)	3,323,046 円		
⑧経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となった者の数	22 人		
⑨本計画書に記載した特定加算の取得を届け出た事業所数(短期入所系・総合事業の重複除く)	10 か所		

⑩「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由

☐ 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。

☐ 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。

☐ 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。

☐ その他 ()

⑪①で(A)にチェック(✓)がない場合その理由)

※②には、グループごとの一ヶ月当たりの常勤換算職員数を直接記入すること。

※⑥及び⑦には、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を含む金額を記入し、⑩の後半部分(改善後の賃金が440万円以上)も同様の方法で人数を数えること。ただし、⑩の前半部分(月額8万円以上の改善)については、特定加算による賃金改善額のみで判断すること。

(2)介護職員等ベースアップ等支援加算の要件について

介護職員	i) ベースアップ等加算による賃金改善所要額	13,695,334 円	円	(100.00) %
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善所要額(年額)	13,695,334 円	円	(100.00) %
その他の職種の	ii) ベースアップ等加算による賃金改善所要額	3,489,844 円	円	(100.00) %
	うち、ベースアップ等(基本給又は毎月決まって支払われる手当の引上げ)による賃金改善所要額(年額)	3,489,844 円	円	(100.00) %
(参考)ベースアップ等加算による賃金改善所要額(総額・年額)		17,185,178 円	円	

(3)職場環境等要件に基づいて実施した取組について＜処遇改善加算・特定加算＞

【処遇改善加算】

- ・ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(○)すること。全体で必ず1つ以上の取組を行うこと。

【特定加算】

- ・ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、必ず1つ以上の取組を行うこと。複数取組を行う場合は、1人職場に1人以上の取組を行うこと。複数取組を行う場合は、1人職場に1人以上の取組を行うこと。
- ・ 処遇改善加算・特定加算・ベースアップ等加算に、虚偽や不正があった場合には、支払われた介護給付費の返還や介護事業者の指定取消となる場合がある。で留意すること。

区分	内容
入職促進に向けた取組	☒ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	☐ 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	☒ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	☒ 職業体験の受け入れや地域行事への参加や主権等による職業能力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	☒ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する略級吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	☒ 研修の受講やキャリアアップ制度と人事考課との連動
	☒ エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等)を有する担当者(若手)制度等導入
	☒ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための体系的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	☒ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	☐ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	☐ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	☒ 介護職員の身体への負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
腰痛を含む心身の健康管理	☒ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	☐ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	☐ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	☒ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の削減
生産性向上のための業務改善の取組	☒ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
	☐ SS活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・様子の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	☐ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
	☒ シニアスタッフ等による職場内コミュニケーションの促進による個々の介護職員のスキルアップやモチベーション向上の取組の実施
やりがい、働きがいの醸成	☐ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	☒ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	☐ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

(4)その他(やむを得ず配分比率を満たすことができなかった場合等)については、以下の欄に記載すること。)

- ※ 給与明細や勤務記録等、実績報告の根拠となる資料は、指定権者からの求めがあった場合に速やかに提出できるよう、適切に保管しておくこと。
- ※ 処遇改善加算・特定加算・ベースアップ等加算に、虚偽や不正があった場合には、支払われた介護給付費の返還や介護事業者の指定取消となる場合がある。で留意すること。

実績報告書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 6 年 7 月 29 日 法人名 社会福祉法人 おおとり福祉会

代表者 職名 理事長 氏名 山本鉄也

(確認用) 提出前のチェックリスト

- ・以下の項目に「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 実績報告について<共通>	
処遇改善加算による賃金改善の所要額が加算額以上であること	☐
(2) 特定加算による賃金改善の所要額が加算額以上であること	☐
ベースアップ等加算による賃金改善の所要額が加算額以上であること	☐
(3) 処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げないこと	☐

3 各加算の要件について	
法人で設定したA: Bの配分比率が要件 (A>B)を満たしていること	☐
法人で設定したB: Cの配分比率が要件 (B≥2C)を満たしていること	☐
「賃金改善を実施するグループ」の選択方法が適切であること	☐
(1) 特定加算による賃金改善の対象とするCの職員の改善後の賃金が年額440万円を上回らないこと	☐
Aの職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善所要額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上であること(短期入所・総合事業での重複を除く)	☐
「賃金改善を実施するグループ」でAを選択していない場合に、その理由を記載していること	☐
介護職員について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	☐
(2) その他の職種について、賃金改善の見込額の3分の2以上が、ベースアップ等(基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ)に充てられる計画になっていること	☐
(3) 処遇改善加算のみ取得する場合に、全体で1つ以上の取組が選択されていること	☐
特定加算も取得する場合に、6区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組が選択されていること	☐